

令和元年度第2回木曽医療圏 地域医療構想調整会議	資料 6
令和2年1月23日	

医療法人篠崎医院のへき地診療所指定について

南木曽町住民課

1 趣 旨

南木曽町から最も近い総合病院であった中津川市国保坂下病院は、平成31年4月から療養病床19床の有床診療所となり、外来診療科は内科・小児科・整形外科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科（泌尿器科と耳鼻咽喉科は、令和2年度中津川市民病院に集約される予定）に縮小された。

このように地域医療状況が変わる中、無医地区（南木曽町与川）を有する当町唯一の診療所である篠崎医院には、町の医療を今まで以上に担っていただくために、へき地診療所として公的補助を受けて必要な施設・設備を整えていく必要がある。

2 篠崎医院の概要

- (1) 開設場所 木曽郡南木曽町読書3428番地（JR南木曽駅から徒歩1分）
※無医地区（与川）から約6km
- (2) 診療科目 内科、小児科、糖尿病・代謝内科、アレルギー科、リハビリテーション科
- (3) 従業者 医師1名、看護師3名、介護支援専門員1名、事務職員2名

3 へき地診療所設置基準（へき地保健医療対策等実施要綱3（3））

ア	半径4km以内に他に医療機関がない	<input type="radio"/>	
	区域内の人口1,000人以上	<input type="radio"/>	区域内人口1,500人
	最寄り医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上		古根医院（内・小・リ）13km 23分 坂下診療所10km 15分
ウ	これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適當と認めた地区		

4 へき地医療拠点病院

県立木曽病院に担っていただく予定

へき地診療所指定に係る関係医療機関等位置図

S=1:300,000



参考

へき地診療所について

木曽保健福祉事務所総務課

1 根拠規程 へき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日医政発第529号）

（1）目的

無医地区及び無医地区に準じる地区又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

（2）実施主体

市町村、医療法人、その他厚生労働大臣が認める者 等

（3）設置基準

ア へき地診療所設置予定地を中心概ね半径4kmの区域内に

（ア）他に医療機関がなく、

（イ）その区域内の人口が原則として1,000人以上であり、

（ウ）かつ設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するもの

イ 無医島

ウ これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する。

2 木曽管内のへき地診療所

町村名	へき地診療所名	へき地医療拠点病院
木曽町	木曽ひよし診療所	県立木曽病院
	木曽みたけ診療所	
木祖村	医療法人奥原医院	
王滝村	王滝村国保直営王滝診療所	